

判例研究

〔商法 三九九〕

株主総会議長による退場命令が違法でないと された事例

〔判示事項〕

株主総会議長の命令に従わず、株主総会の秩序を乱した
ものとしてなされた株主総会議長の退場命令に権限濫用等
の違法な点は存在しない。

〔参照条文〕

商法二二七条ノ四第三項、民法七〇九条

〔事実〕

原告Xは、被告Y株式会社の株式一〇〇〇株を保有する
株主であり、平成七年六月二九日に開催されたY会社の第
六四期定時株主総会に出席した。

Xは、本件株主総会において、Y会社がゴルフ場新規造
成・建設に伴う許認手続、コース設計委託を受けていた訴

（東京地判平成八年一〇月一七日
平七（ワ）第二三九三九号損害賠償請求事件
判例タイムス九三九号二二頁）

外ゴルフクラブの関係者の被った損害について質問するた
めに、あらかじめY会社に対して、右質問事項を通知し、
その質問状は、平成七年三月二八日にY会社に到達した。

Y会社の本件株主総会は定刻に開催され、議長にはY会
社の代表取締役が就任した。同議長は、冒頭において、議
事を円滑に進行するため、議事進行について議長の指示に
従うよう発言し、株主の質問は、目的事項のうち報告事項
および監査役の監査報告終了後にしてもらうこと、発言者
はすべて議長からの承認を受けた上で出席表の番号と氏名
を明らかにして自分の座席で発言すべきことなど、議事整
理の方針と株主の発言方法を明示し、出席株主多数の承認
を得て議事に入った。

議長が目的事項のうち報告事項である営業報告書等を上程したところ、Xは質問許可を求め、不規則発言を繰り返した。これに対して、議長は、Xの発言に対し静粛にし、議事進行に協力するように述べたが、Xは不規則発言を行ない、罵声、怒号を繰り返して議事進行を妨害した。そこで、議長は、Xに対し、議長の許可のない不規則発言を中止するよう求め、不規則発言を続けると会場から退場させる旨警告した。右の警告の結果、Xが発言を中止し、議場が平静となり、報告事項の報告は終了した。

議長は、報告事項の報告が終了したところで、出席株主のうちから事前に質問状をもらっているの、その点について、Y会社副社長から説明する旨を述べた。同副社長は、本件質問状に記載されたXの質問事項は、当該訴外ゴルフクラブの前オーナーと現オーナーとの間の問題であり、Y会社は権利関係の当事者ではなく、右の件に関してはY会社において返事をするという性格のものではない旨の発言をし、回答を拒否した。

Xはこれに納得せず、議長の指示に従うことなく不規則発言を繰り返し、その口調は激しく、内容も悪口雑言であって、それにより議場が混乱したため、議長は、原告を退場させるほかないと判断した。議長は、慎重をきすため出

席株主に対しXを退場させることの可否について賛否を問うたところ、可とする意見が多数であったため、議長は、Xに対し本件退場命令を発し、Xを退場させた。

Xは、議長の違法な退場命令権の行使により株主権の行使を妨げられ、これによって精神的損害を受けた旨主張し、不法行為に基く九〇万円の損害賠償請求を求めて本訴に及んだ。

〔判 旨〕

Xの請求を棄却。

「Xの質問事項は本件株主総会の目的事項と関連性を有しないものであり、Y（会社）の取締役は右質問事項についての説明義務はないというべきである」。Y会社「副社長が本件株主総会においてXの質問事項は本件株主総会の目的事項とは関係がないからY（会社）において返事をする性格のものではない旨説明したことに何ら不当な点はない」。

「Xは右説明に納得せず、不平不満を言い、不規則発言を続け、議長の発言中止命令にも従わず、さらに不規則発言を継続したものであり、しかも、Xの言動は罵声、怒号、ヤジや悪口雑言を並べ立てるものであり、議長は、不規則発言を中止しないと退場を命ずる旨再三警告したが、それ

でもXは不規則発言を中止せず、その結果、本件株主総会を混乱に陥らせ、議事の進行を妨害したものである。そこで、議長は、Xが命令に従わず、本件株主総会の秩序を乱したものととして、商法二三七条ノ四第三項に基づき、Xに対し退場を命じたものであり、本件退場命令に権限濫用等の違法な点は存在しないというべきである」。

〔評 釈〕

判旨結論に賛成する。

一 株主総会の議長の選任とその権限に関する商法二三七条ノ四は、昭和五六年の商法改正に際して新設されたものである。議長の選任に関する同条一項は、従来の慣行として、「定款で議長は取締役社長がこれにあたる旨、または社長に支障があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる旨を定めておくことが多かった」ことを前提として規定された（竹内昭夫・改正会社法解説〈新版〉一一二頁〈昭和五八年〉）。議長の権限に関する同条二項と三項については、「およそ会議体の議長には、議場の秩序を維持し、議事を整理する権限があることはいうまでもなく、株主総会における議長と同様である。……旧商法下においてはこの点に関してならぬの規定もなかったが、議長には、当然、右に掲げた権

限はあるものと解されていた」と説明されている（元木伸・改正商法逐条解説〈改訂増補版〉一〇〇頁〈昭和五八年〉）。

明文規定がなくとも、当然行使できるはずの議長権限に何故にあえて明文規定が設置されたかについては、次のように説明されている。すなわち、「明文規定がない場合、その権限の発動に臆病になる、また総会屋につけこむすきを与えるおそれがあることは否定できない」からというのである（稲葉威雄・改正会社法一四五頁〈昭和五七年〉）。更には、「現実には総会の進行が総会屋にまかされ、また、いわゆる荒れる総会においては、秩序ある決議を行うことがしばしば困難となることに鑑み、議長の権限について明文の規定を設けるべきであるとの意見が強かった。そこで、今回の改正において、これらの要望に応えて、議長の権限を定める本条を新設した」とのことである（元木伸・前掲書一〇〇頁、一〇一頁）。そして、「このような議長の権限を改めて規定したのは、……総会屋等がいやがらせのため議事の混乱を図ることがありうるので、そのような場合に議長がとりうる措置を明らかにすることにより、公正にして秩序ある議事運営がなされるようにするためである」と説明されている（竹内昭夫・前掲書一一三頁）。

右の諸解説から判明するように、商法二三七条ノ四は、株主総会の議長の権限について、念のため注意的に明文規定を置いたものと解される。本件判旨認定の事実によれば、本件株主は、不規則発言を繰り返して、その内容は悪口雑言であり、議場を混乱させる行動をしている。従って、秩序ある株主総会運営を確保するために、議長の発動した退場命令は、右の明文規定の立法趣旨からして妥当なものと解される。議長の退場命令の根拠は、議場混乱行動にあり、会社役員側に株主発言に関連して説明義務があるか否かは本来的には関連せず、更に、議長の退場命令権限は、議長という職務担当者の固有の権限なのだから、その発動のためには、他の株主の多数による賛同は必要とされない（同旨、高橋美加「本件許釈」ジュリスト一一五号一三三頁（一九九九年））。

二 株主総会の議長による退場命令が妥当なものであり、違法性がないとすれば、退場命令の違法性を前提として会社に不法行為に基づく損害賠償請求をすることは許容されないとの判旨結論には賛成できる。しかし、本件判旨は、株主総会の議長と会社との関係につき、何の説明もなく、議長の落度はすなわち会社の落度と考えているものと思われる。判旨の前提として、株主総会の議長は会社の機関の

一種であるから、議長の行為は結局のところ会社の行為になるとか、あるいは、民法七一五条の使用責任の法理またはその類推によって会社に責任が帰することと考えているか否かは不明である。しかし、いづれにせよ、判旨のみならず訴訟当事者も株主総会の議長の落度はすなわち会社の落度と考えているようである。

株主総会の議長の権限が、立法の経緯から判明したように、法律上の規定の有無にかかわらず「会議体」の長に認められる権限と解されるならば、「議長は、……それ自身としては株主総会の構成員ではなく、むしろ株主総会の機関ともいふべきものである」との説明（鈴木竹雄「株主総会の議長」会社法演習Ⅱ三五頁（一九八三年））が示唆に富むこととなる。株主総会自体は法人組織ではないので、私見によれば、株主総会の議長は、株主から準委任により事務の委託を受けた受任者と解さざるを得ない。従って、「議長は会社の機関ではないから、議長の行為が株主に対して損害をあたえたとしても、当然に会社が損害賠償責任を負うことにはならない」との見解（倉澤康一郎・会社法改正の論理一七九頁（一九九四年））が妥当と解される。会社に損害賠償責任がないとする本件判旨の結論は妥当であるが、そこに至るまでの説明として、株主総会の議長の

法的地位につき配慮をめぐらせ説得力ある理由づけが必要と考えられる。議長の落度はすなわち会社の落度と解する前提に疑問が向けられなければならないと解される（拙稿「株主総会の議長の法的地位」法学研究七二巻一二号七頁）

〔最高裁判事例研究 三五五〕

（一頁（一九九九年）参照）。

（平成一二年二月三十一日稿）

加藤 修

昭和三〇16（民集九卷一〇号一二四二頁）

唯一の証拠方法と民事訴訟法一八一条二項（旧民事訴訟法二六〇条）の適用の有無

約束手形金請求事件（昭和三〇年九月九日最高裁判所第二小法廷判決）

Y（上告人・控訴人・被告）は昭和二七年三月二九日、金額五〇〇、〇〇〇円、満期同年五月二七日、振出地静岡岡沼津市、支払地神奈川県足柄上郡岡本塚原、支払場所株式会社駿河銀行岡本支店の約束手形一通を訴外Bに宛てて振り出し、Bは満期前にこれをX（被上告人・被控訴人・原告）に対し白地裏書により譲渡し、Xはその所持人となったので、満期に右手形を支払場所に呈示して支払いを求めたところ拒絶された。そこで、Xは本訴を提起してYにその支払いを求めた。

第一審ではYが口頭弁論期日に出頭せず、答弁書も提出しなかったため、Yは自白したものとみなされX勝訴。

そこでYは控訴し、「本件手形は、Yが海産物を訴外Aから買受けるについて、Aの集荷行為を保証する意味で、金額支払期日、振出日、受取人を白地のまま振り出したものであって、右各欄の補充は、海産物の数量品質等決定次第Y A間で話し合いの上行う約束であった。ところが、Aは補充権を濫用して勝手に白地を補充し、Xはその事情を知って本件手形を取得したものである。」との抗弁を提出し、この事実を立証するために証人としてAの尋問を求めた。裁判所はAを尋問するため二回にわたり証人呼出状を発送したが、いずれも住所移転との理由で不送達となった。そこで原審はAを証人として取り調べないことにして結審し、右抗弁事実を認め